

## 新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）交付要綱

令和3年4月1日制定

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金（就業・起業等）（テレワーク、関係人口及び小規模企業者の代表者を含む。以下「特別支援金（就業・起業等）」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、三大都市圏在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市への移住者に対し特別支援金（就業・起業等）を交付することで、三大都市圏から本市への移住・定住促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的とする。

### （定義）

第2条の2 この要綱において、三大都市圏とは、次の区域をいう。

- （1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- （2）名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- （3）大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。

### （特別支援金（就業・起業等）申請者の要件）

第3条 特別支援金（就業・起業等）を申請できる者は、第1号及び第2号の要件を満たす者のうち、第3号から第7号のいずれかの要件を満たす就業・起業等をした者とする。

- （1）次条で定める移住元に関する要件
- （2）第5条で定める本市に関する要件
- （3）第6条で定める就業に関する要件
- （4）第7条で定める起業に関する要件
- （5）第8条で定めるテレワークに関する要件
- （6）第9条で定める関係人口に関する要件
- （7）第10条で定める小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。）の代表者（法人の代表者又は個人事業主）に関する要件

2 第13条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては50万円、単身の場合にあつては30万円の特別支援金（就業・起業等）を特別支援金（就業・起業等）申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第11条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

(移住元に関する要件)

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、三大都市圏に在住していた者とする。

(本市に関する要件)

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年4月1日から令和6年3月15日の間に、本市に住民票を移して転入し、かつ就業・起業等を開始したこと。ただし、名古屋圏及び大阪圏に在住していた者については、令和5年4月1日以降に、本市に住民票を移して転入し、かつ就業・起業等を開始した者に限る。
- (2) 特別支援金（就業・起業等）の申請時において、本市に転入後6か月以内であること。
- (3) 本市に、特別支援金（就業・起業等）の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 市税を完納していること（市税が課税されている場合に限る。）。
- (7) その他市長が特別支援金（就業・起業等）の対象として不適当と認めた者でないこと。

(就業に関する要件)

第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。ただし、本市が特に必要と認める場合は、その限りではない。

- (1) 新潟県の運営する「企業情報ナビ」、又は新潟市就職応援サイト「にいがたで働こう」に掲載している法人（国・地方公共団体を除く。）に就職した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。
  - ア 勤務地が新潟県内に所在すること。
  - イ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
  - ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該法人に就業し、特別支援金（就業・起業等）の申請時において当該法人に就業していること。
  - エ 当該法人に、特別支援金（就業・起業等）の申請日から1年以上、継続して勤務する意思を有していること。
  - オ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用（新卒採用除く）であること。
- (2) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した

者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が新潟県内に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該就業先に就業していること。

ウ 当該就業先において、特別支援金（就業・起業等）の申請日から1年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

（起業に関する要件）

第7条 第3条第1項第4号の要件を満たす者は、本市での起業から6か月以内で、次のいずれかの要件を満たす者とする。

（1）本市から認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書の交付を受けていること。

（2）公益財団法人にいがた産業創造機構が定めるU・Iターン創業応援事業又は起業チャレンジ応援事業の交付決定を受けていること。

（テレワークに関する要件）

第8条 第3条第1項第5号の要件を満たす者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

（1）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（2）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（関係人口に関する要件）

第9条 第3条第1項第6号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前1年以内に、次のいずれかの要件を満たす者とする。

（1）本市が三大都市圏で開催する移住セミナーに参加したこと。

（2）本市が開催する移住者交流会に参加したこと。

（3）本市が関係人口創出事業に認定した事業に参加したこと。

（小規模企業者の代表者に関する要件）

第10条 第3条第1項第7号の要件を満たす者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

（1）転入日の直前に1年以上継続して三大都市圏で事業を実施していること。

（2）転入日以降も事業を継続し、申請日において事業所を市内に移転していること。

(2人以上の世帯)

第11条 特別支援金(就業・起業等)申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

(1)本市に転入する前の居住地において、特別支援金(就業・起業等)申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。

(2)特別支援金(就業・起業等)の申請時において、特別支援金(就業・起業等)申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。

(3)支給申請時において転入後6か月以内であること。

(4)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(特別支援金(就業・起業等)の申請)

第12条 特別支援金(就業・起業等)申請者は、令和6年3月15日(本市に転入後6か月以内に限り)までに、特別支援金(就業・起業等)交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号)を本市に提出しなければならない。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)本人確認書類の写し

(2)移住元の住民票除票の写し(世帯で申請する場合は世帯全員分)

(3)振込先が確認できる預金通帳の写し

(4)第6条の要件に該当する場合、就業先企業等の就業証明書(別記様式第2号)

(5)第7条の要件に該当する場合、次に掲げる全てのもの。

ア 認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明書、U・Iターン創業応援事業、又は起業チャレンジ応援事業の交付決定通知書の写し

イ 市内での開業届出済証明書の写し

(6)第8条の要件に該当する場合、就業先企業等の就業証明書(テレワーク用)(別記様式第4号)

(7)第9条の要件に該当する場合、関係人口に関する事業の参加確認申出書(別記様式第5号)

(8)第10条の要件に該当する場合、法人の代表者にあつては、履歴事項全部証明書及び転入前の直近の確定申告書の写し、個人事業主にあつては、三大都市圏での事業実施期間が分かるもの、転入前の直近の確定申告書の写し及び市内での開業届出済証明書の写し

(9)その他市長が必要と認める書類

(特別支援金(就業・起業等)の支給方法)

第13条 第12条の申請があつたときは、その内容を審査し、特別支援金(就業・起業等)を支給することが適当と認めるときは、特別支援金(就業・起業等)交付決定兼確定通知書(別記様式第3号)を交付し、特別支援金(就業・起業等)を支給するものとする。

(特別支援金(就業・起業等)の全額返還)

第14条 特別支援金(就業・起業等)の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金(就業・起業等)の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金(就業・起業等)受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 虚偽の申請等を行っていた場合

(2) 特別支援金(就業・起業等)の申請日から1年以内に本市から転出した場合

(3) 特別支援金(就業・起業等)の申請日から1年以内に特別支援金(就業・起業等)の要件を満たす職を辞した場合

(4) U・Iターン創業応援事業又は起業チャレンジ応援事業に係る交付決定を取り消された場合

(他の補助金との併給の禁止)

第15条 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金の交付を受けた者は、特別支援金(就業・起業等)の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金(就業・起業等)の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日をもって失効する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年2月10日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。